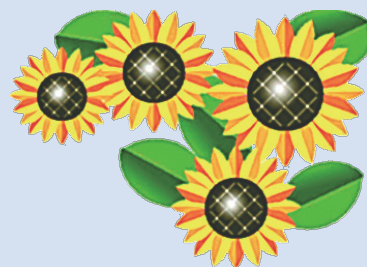


年金担保貸付をご利用のみなさまへ 重要なお知らせ

年金担保貸付については、 令和4年3月末で申込受付を終了します。

- 年金担保貸付制度・労災年金担保貸付制度は、平成22年12月の閣議決定において廃止することを決定し、平成23年12月及び平成26年12月の2回にわたる制度の見直しを行い、事業規模の縮減等を図ってきました。
- 両制度については、令和2年の年金制度の法律改正により、令和4年3月末で新規の申込受付を終了することが決定しました。
- 令和4年3月末で申込受付を終了するまでの間は、従来通り、年金担保貸付の申込が可能です。
- また、年金担保貸付の返済期間及び返済方法は従来と全く同様ですので、令和4年3月末の申込受付終了時に残っている借入額を繰り上げて返済する必要もありません。
- 令和4年3月末の申込受付の終了に伴い、家計に関する支援が必要な方は、お住まいの地域の自立相談支援機関にご相談ください。
また、一定の審査要件を満たす方は社会福祉協議会が実施する「生活福祉資金貸付制度」を利用することができます。
(詳しくは裏面をご覧ください)



【申込受付の終了に関する照会先】

独立行政法人福祉医療機構（年金貸付課）
(03) 3438-0224

【年金担保貸付の制度所管部局】

年金担保貸付制度：厚生労働省年金局（資金運用課）

労災年金担保貸付制度：厚生労働省労働基準局（労災保険業務課）



【解説1】「自立相談支援機関」について

利用対象者

生活に困りごとや不安を抱えている方

支援内容

相談いただいた内容に応じて、どのような制度やサービスが必要かを一緒に考え、具体的な問題の解決に向けた計画を作成し、寄り添いながら支援を行います。
また、より具体的に収支状況の改善に向けた家計改善支援事業（家計管理に関する支援、滞納の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援、債務整理に関する支援、必要に応じて貸付のあっせん等）の利用をご案内することがあります。

※利用を希望される方は、お住まいの地域の自立相談支援機関等にご相談ください。
（最寄りの相談先がご不明の場合には、お住まいの市区町村にご確認ください）

自立相談支援機関 相談窓口一覧

(<https://www.mhlw.go.jp/content/000614516.pdf>)



【解説2】「生活福祉資金貸付制度」について



◆福祉資金は日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために、一時的に必要であると見込まれる費用を貸し付ける資金です。対象世帯については、次の通りです。

低所得世帯

必要な資金を他から借り受けることが困難な世帯（市町村民税非課税程度）

障害者世帯

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（現在、障害者総合支援法によるサービスを利用している等、これと同程度と認められる者を含む）の属する世帯

高齢者世帯

65歳以上の高齢者の属する世帯（日常生活上、療養または介護を要する高齢者等で、一定の収入要件あり）

◆このほか、不動産担保型生活資金（低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金）があり、高齢者が療養または介護を要する状態にない場合も含まれます。

◆それぞれの貸付には、記載している以外にも条件等があります。また、各都道府県社会福祉協議会による審査があります。

※貸付を希望される方は、お住まいの地域の市区町村社会福祉協議会にご相談ください。

